

船橋市任期付職員（児童福祉担当管理職）募集案内

船橋市では、令和8年7月開設予定の児童相談所に勤務する任期付職員（児童福祉担当管理職）を募集します。

受付期間	令和7年9月22日（月）12：00～ 令和7年10月13日（月）17：00（受信有効）
------	--

1 募集の概要

採用する職	児童福祉に関する業務を統括する管理職
人事職種	一般事務または社会福祉士
採用年月日（予定）	令和8年4月1日
採用予定人数	1名
主な業務内容	令和8年7月開設予定の児童相談所において、児童福祉に関するケースワーク等の業務の総括、職員に対する指導または教育等の業務 など
任期	令和8年4月1日から令和11年3月31日まで （採用日から3年間） ※業務の都合により、採用日から5年を限度に本人の同意を得て延長する場合があります。
勤務地（予定）	船橋市児童相談所（令和8年7月開設予定） 〔住所：船橋市若松2丁目3番61号（JR南船橋駅から徒歩6分）〕 ※市児童相談所開設前の期間においては、児童相談所開設準備課（船橋市保健福祉センター内）で開設に向けた業務に従事する予定です。

2 応募資格

下記の①～③のいずれも満たす人

- ① 児童福祉司の任用資格を有する人または社会福祉士の登録をしている人
- ② 児童相談所において、児童福祉司または児童福祉担当の管理監督職として通算3年以上の職務経験がある人
- ③ ②の従事歴のうち、管理監督職として1年以上の職務経験がある人

ただし、次のいずれかに該当する人は、上記の要件を満たしていても応募できません。

- 日本国籍を有しない人
- 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- 船橋市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた人
- 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

- 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣言を受けている人
(心神耗弱を原因とするもの以外)

- ※ 応募資格における「職務経験」は、都道府県等が設置する児童相談所の常勤職員として勤務した期間を指します。
- ※ 「児童福祉司の任用資格を有する人」とは、児童福祉法第13条第3項各号のいずれかに該当する人を指します。
- ※ 「児童相談所の管理監督職」とは、都道府県等が設置する児童相談所において部下の管理や人材育成等を行う立場の人を指します。
- ※ 1年以上継続した職務経験が複数ある場合は通算できます。ただし、同一期間内に複数の職務に従事した場合は、いずれか一方のみの職務経験に限りします。
- ※ 育児休業や病気休職等、職務に従事していない期間は職務経験に含みません。同一の児童相談所で1か月以上職務に従事していない期間がある場合、その期間の前後の職務経験期間は継続しているものとみなします。
- ※ 合格後、職務経験の確認のため職歴証明書等を提出していただきます。なお、職務経験が確認できない場合は採用されません。

3 選考の方法、内容及び選考日時

選考の方法	選考日時（予定）
面接審査 (選考申込書等の内容を確認の上、面接を行います)	令和7年11月8日（土） または11月9日（日）

※面接審査の日時・会場等については、申込者に個別に連絡します。

4 選考結果について

選考の結果については、可否をメールまたは郵送にて通知します。合格者には必要な手続を案内します。

5 給与、勤務時間等

給 与	給料月額約46万円～52万円程度 年収約750万円～860万円程度 (地域手当、管理職手当、期末・勤勉手当含む) ※ このほか、通勤・住居・扶養などの手当が支給要件に応じて支給されます。 ※ 初任給は、職務経験等を考慮して決定します。
勤務時間	勤 務 日：月曜日～金曜日 勤務時間：午前8時45分から午後5時15分まで (週あたり38時間45分)
休暇制度	年次有給休暇（年間20日）及び夏季、結婚、出産、忌引き等の場合に与えられる特別休暇等があります。
その他	地方公務員等共済組合法による共済制度（年金、健康保険に相当）、退職手当制度があります。

6 申込み手続き（インターネット）

※やむを得ない事情でインターネットによる申込みができない方は、人事課まで御連絡ください。

(1) 受付期間

令和7年9月22日（月）12：00 ～ 令和7年10月13日（月）17：00
(受信有効)

(2) 必要なもの

- ①パソコン又はスマートフォン

②本人の E メールアドレス

※選考に関する通知が届かない場合がありますので、携帯電話会社が提供するキャリアメールは使用しないでください

③PDF ファイルを読むためのソフト又はアプリ

④顔写真（縦横の比率が 4 : 3 のもの）のデータ（カラー、白黒いずれも可）

※申込み前 3 か月以内に写したものの、上半身、脱帽、正面向きで本人と確認できるもの

（3）申込手順

①下記のいずれかの方法で、船橋市スマート申請にある「令和 8 年度職員採用選考受験申込【任期付職員（児童福祉担当管理職）】」ページを開く

・「船橋市スマート申請」で検索し、「キーワードで手続きを探す」で「令和 8 年度職員採用選考受験申込【任期付職員（児童福祉担当管理職）】」と検索する

・URL : <https://ttzk.graffer.jp/city-funabashi/smart-apply/apply-procedure-alias/saiyo-jisokanri> で検索する

②「新規登録またはログインして申請」から受験申込み（申し込み内容の入力）を行う（注意：申し込み履歴の確認ができるよう、必ず Graffer アカウントを作成してください）

（4）申込みにあたっての注意点等

○ システム障害対応のために申込受付期間中にシステムを停止する場合や、使用しているパソコンや通信回線上の障害等が発生した場合のトラブルについては、一切責任を負いません。

○ 受付期間を過ぎると入力途中でも申込みができなくなります。時間に余裕を持って申込みください。

○ 応募資格がないこと又は申込書その他提出書類の記載事項が正しくないことが明らかになった場合は合格を取り消すことがあります。

○ 提出書類はお返しできませんので御了承ください。

○ 申込者から取得する個人情報、船橋市職員を採用する目的以外で使用することは一切ありません。ただし、合格者の個人情報については、人事管理上の基礎資料として利用いたします。

○ パソコン又はスマートフォンの推奨環境は次のとおりです。

※推奨環境[パソコン]

・ブラウザ : Microsoft Edge、Google Chrome、Firefox、Safari

※原則、各ブラウザの最新バージョン

※推奨環境[スマートフォン]

・OS : iOS、Android

※原則、各ブラウザの最新バージョン

・ブラウザ : Safari、Google Chrome

※原則、各ブラウザの最新バージョン

○ 人事課 (jinji@city.funabashi.lg.jp) から、登録された E メールアドレス宛に選考に関する通知が送付されます。

メールフィルタリング設定をしている方はこのアドレスからメールを受信できるよう必ず設定しておいてください。

7 問い合わせ先

総務部 人事課 電話 : 047-436-2132

E-mail : jinji@city.funabashi.lg.jp